

議案第 70 号

勝山市特別職報酬等審議会条例等の一部改正について

勝山市特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 2 年 2 月 25 日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

勝山市行政組織条例の制定に伴う関係条例について所要の改正を行いたいため、この案を提出する。

勝山市条例第　　号

勝山市特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例

(勝山市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第1条 勝山市特別職報酬等審議会条例(昭和39年勝山市条例第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
(庶務) 第6条 審議会の庶務は、 <u>総務部</u> 総務課において処理する。	(庶務) 第6条 審議会の庶務は、_____総務課において処理する。

(勝山市国民保護協議会条例の一部改正)

第2条 勝山市国民保護協議会条例(平成18年勝山市条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
(事務局)	(事務局)

第6条 協議会の事務局は、総務部総務課に置く。

第6条 協議会の事務局は、監理・防災課に置く。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。